

総合評価方式・事後審査型 共通

一般競争入札のしおり

(一般競争入札申請書様式)

令和6年4月

千葉県

令和6年4月の変更点について

令和6年4月1日における変更点は以下のとおりです。

■ 建築関係建設コンサルタント業務の追加

業務委託の建築関係建設コンサルタント業務において総合評価方式（一般競争入札）を試行導入したことから、しおりの本文に関連項目を加えています。

目 次

● 令和6年4月の変更点について

1	はじめに	1
2	一般競争入札の概要	2
3	申請の流れ	5
	(1) 総合評価方式	5
	(2) 事後審査型	8
4	低入札価格調査と最低制限価格制度について	10
5	苦情申立ての手続きについて	14
6	契約の保証について	16
7	主任技術者等と管理技術者	19
8	一般競争入札Q&A	22
	申請書様式	26

1 はじめに

千葉県では原則として、予定価格 5 千万円以上の建設工事及び総合評価方式による業務委託について、一般競争入札により実施します。

一般競争入札の方式は次の 2 方式に分けられます。

入札参加を希望する方は、それぞれの案件の入札公告を確認のうえ、どの方式の入札なのか、誤りのないように注意してください。

方 式

総合評価方式	価格に加え、施工方法の工夫や企業の成績及び社会性などの、価格以外の要素を含めて総合評価を行う一般競争入札
事後審査型	価格競争による入札 (総合評価によらない一般競争入札) ※建設工事のみで導入

入札公告のうち、「1 一般競争入札に付する事項（入札方式）」の項目に『本工事（又は業務委託）は～総合評価方式の対象となる工事（又は業務委託）である。』と記載されているものは総合評価方式の入札です。

『本件は事後審査型の工事である。』と記載されているものは事後審査型の入札です。

本書のうち、『入札情報サービスシステム』及び『電子入札システム』と記載されているものは「ちば電子調達システムにおける各システム」となります。

ちば電子調達システムのトップページ

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

なお、特定建設共同企業体（いわゆる特定JV）で発注する入札案件では、事後審査型は実施しません。

2 一般競争入札の概要

(1) 一般競争入札の実施

一般競争入札は、発注者が入札の対象となる工事等の概要などを公告して、工事等の受注希望者を募って競争させ、最も低い価格で入札した者を契約の相手方として選定する方式です。(地方自治法第234条)

なお、総合評価方式の入札にあつては、価格及びその他の条件を総合的に評価して契約の相手方を選定します。(地方自治法施行令第167条の10の2)

本県では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性を確保するため、平成6年度から資格条件を付した一般競争入札を導入しています。

(2) 対象工事等

原則として、県が発注する5千万円以上のすべての工事及び総合評価方式による業務委託です。

(3) 入札方法

原則として申請から開札までを電子入札システムで行います。

ただし、「事後審査型の落札候補者の資格確認」等は紙で行いますので、必ず窓口へ提出してください。紙で持参されなかった場合は、申請をしなかったとみなされますのでご注意ください。

また、ICカードの名義変更等により電子入札システムが使用できない場合は、紙入札に切り替えることができますので公告に記載されている連絡先へお問い合わせください。

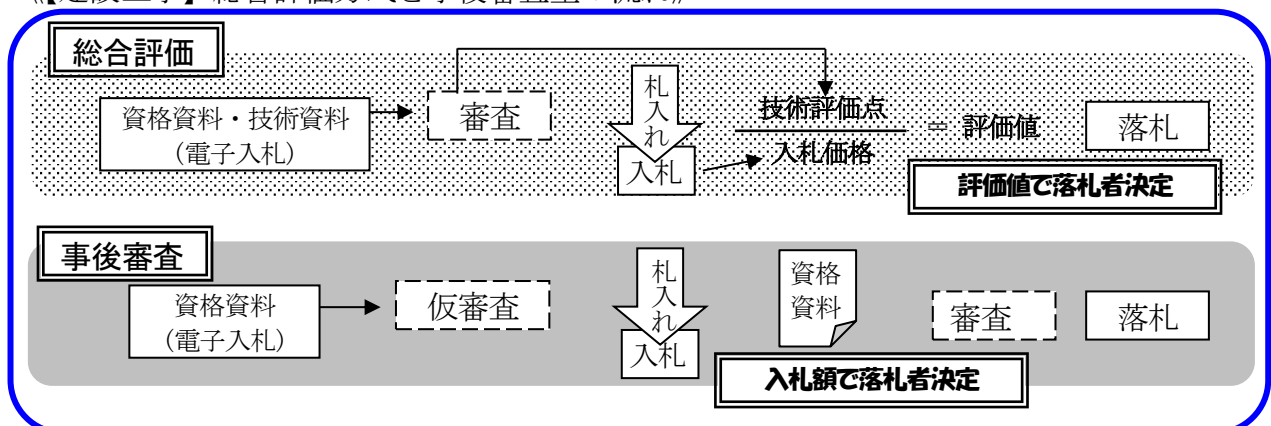
(4) 方式

総合評価方式による場合と、事後審査型による場合があります。

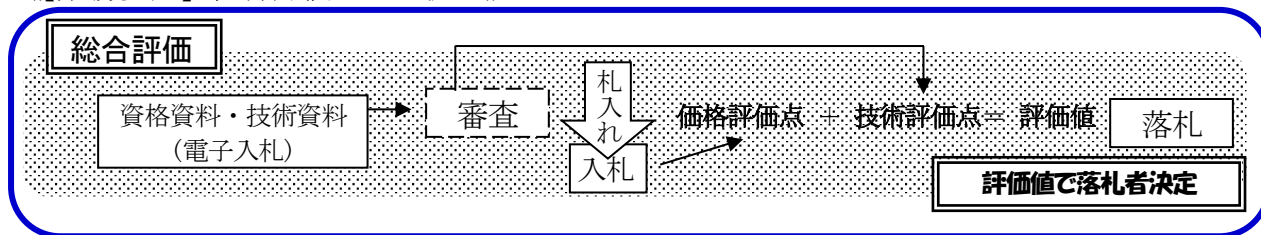
総合評価による場合は、入札参加資格の確認審査を行ってから入札を実施します。価格競争による「事後審査型」は、入札実施後に資格の確認を行います。事後審査型は技術力の評価は行いません。

また、建設工事における総合評価方式には、単独企業発注による場合と共同企業体発注(いわゆる特定JV)による場合があります。

《【建設工事】総合評価方式と事後審査型の流れ》



《【業務委託】総合評価方式の流れ》



(5) 入札参加者の資格要件

入札参加者の資格要件は、工事等の種類又は性質により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

【建設工事】

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 技術者を専任で配置できる者
- ④ 発注工事と同種の工事の施工実績のある者
- ⑤ 設計業務の受託者でない者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

【業務委託】

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 発注業務と同種又は類似業務の履行実績のある者
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑤ 入札に参加しようとするものの間に資本もしくは人事面において関連がない者

資格要件は案件により異なりますので、公告を必ず確認をしてください。

(6) 工事等の公告

契約担当者が掲示の方法で**火曜**又は**金曜**に公告します。

なお、公告の場所は、発注機関及びインターネット（入札情報サービスシステム内「入札公告」）において掲載します。

また、公告期間は、公告日を含めて原則として10日間としております。

(7) 入札参加資格確認申請

① 総合評価方式の場合

発注工事等の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより一般競争入札参加格確認申請を行わなければなりません。（電子入札システムによりがたい場合は郵送等で提出が可能です。）

なお、具体的な申請先等は、公告の中に明記してあります。

② 事後審査型の場合

発注工事の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより

一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。

入札参加資格者名簿への登載の有無、格付け、地域要件のみ審査し、入札後、一時開札を保留し、落札候補者にのみ、入札参加資格確認に必要な書類一式を工事を所轄する事務所等へ提出していただき、資格確認後に落札決定となります。

なお、具体的な申請先等は、公告の中に明記してあります。

※ 電子入札システムでの資格確認通知書は、格付け、地域要件のみの資格確認であり、最終的な入札参加資格の確認結果ではありません。

(8) 総合評価方式の技術資料提出

上記(7)①の他、総合評価方式は、技術資料を提出することになります。

提出する技術資料は案件により多少異なりますので、公告を必ず確認してください。

なお、具体的な提出先等は、公告の中に明記してあります。また、資料の様式については、県土整備部技術管理課ホームページを御覧ください。

3 申請の流れ

(1) 総合評価方式

総合評価方式は、公共工事等の品質を確保するため、価格に加えて、価格以外の技術的要素を含めて、総合的に評価し、契約者を決定する入札方式です。

入札を行う前に、入札参加資格審査資料の提出と同時期に、技術資料を提出し、評価を受けます。

技術資料の提出がない場合、入札が無効となります。また、技術資料から技術評価点を算定し、その点数が入札時の評価につながるため、作成時には公告及び総合評価ガイドライン等を必ず確認してください。

(参考) 評価値の計算方法

【建設工事】

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

【業務委託】

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

○主な流れ (○数字はフロー図に対応)

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。
- ② 電子入札システムにアクセス (以下 i ~ iii はシステム上の作業です)。
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 参加資格確認申請書 (技術資料を含む。) を提出

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、電子入札システムの添付機能により参加資格確認申請書等 (技術資料含む。) を提出します。

添付資料は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請書【建設工事又は業務委託】(別記第3号様式)」及び関係書類並びに総合評価の技術資料となります (資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください)。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB (合計最大容量) までです。「一般競争入札参加資格確認申請書 (別記第3号様式)」(関係書類含む。)、総合評価の技術資料については、各々1つのファイルとしてまとめたうえで添付し提出してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ 電子入札システムによりがたい場合

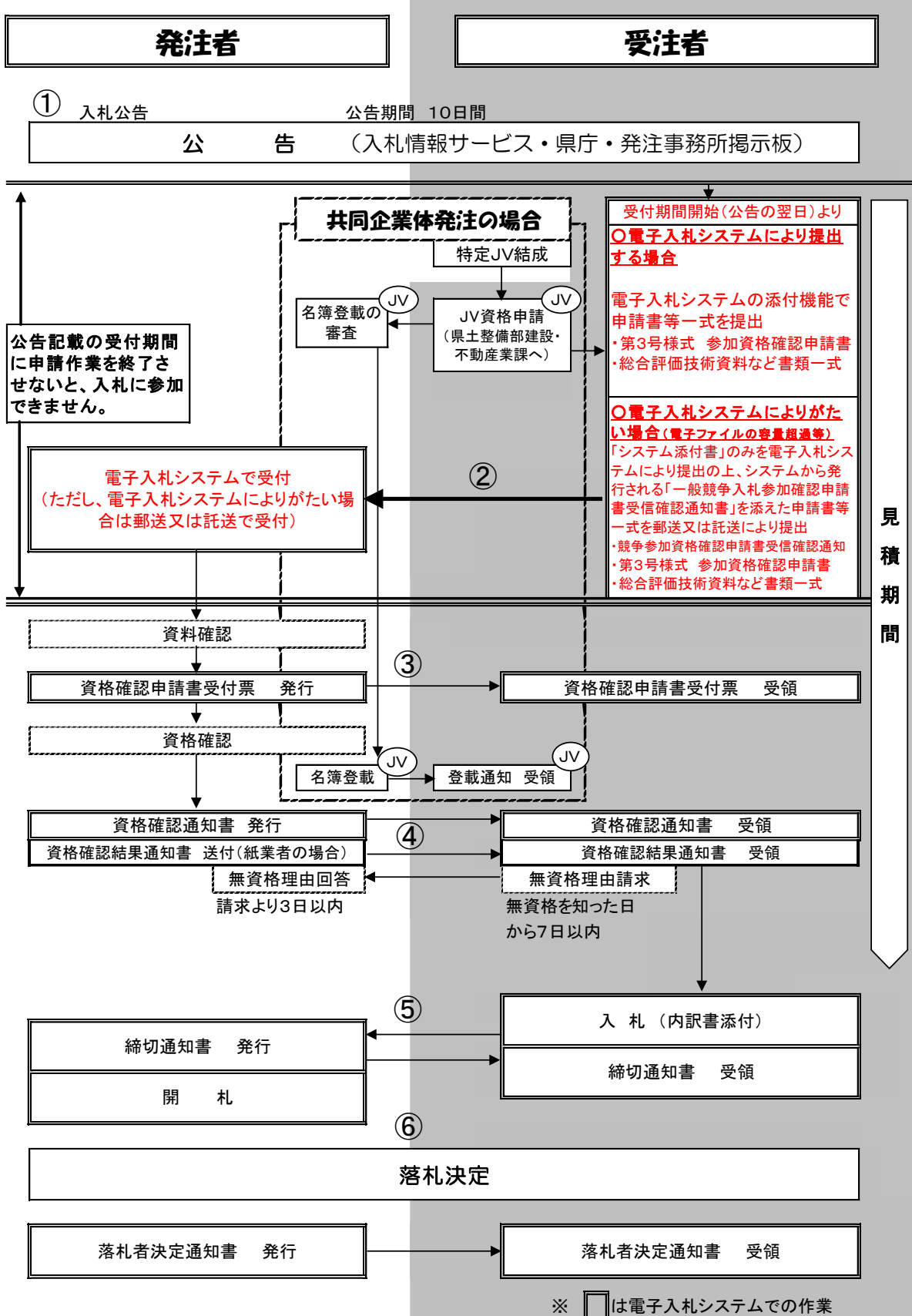
電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行

えない場合は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより提出し、電子入札システムから発行される「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係書類並びに総合評価の技術資料（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。

- ③ 電子入札システムにより競争入札資格確認申請書受付票が送付されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。
- ④ 審査を経て、参加資格が有れば電子入札システムより競争入札参加資格確認通知書が発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公告に記載されています。）。
- ⑤ 入札期間中に電子入札（建設工事では工事費内訳書を添付）を行います。
- ⑥ 落札者決定通知が発行されます。

一般競争入札（総合評価方式）フロー



(2) 事後審査型

事後審査型は、価格のみで競争を行う一般競争入札で、入札参加資格の確認を入札前には入札参加資格者名簿の登載の有無や格付などの一部の項目などについて行い、入札後に全ての項目について行う一般競争入札の方式です。

開札後、一旦入札を保留とし、落札候補者の入札参加資格の確認をします。

落札候補者は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して3日以内に、必要書類を提出しなければなりません。提出のない場合又は不足する場合は入札参加資格がない無効な入札となり、落札することができません。

公告の最終項目に問い合わせ先を掲載していますので、提出する必要書類等が不明の場合は、確認のうえ提出してください。

落札候補者の資格審査の結果、資格がないと認められた場合は、次順位者に書類の提出を求め、審査します。

また、事後審査型では技術資料の提出は必要ありません。

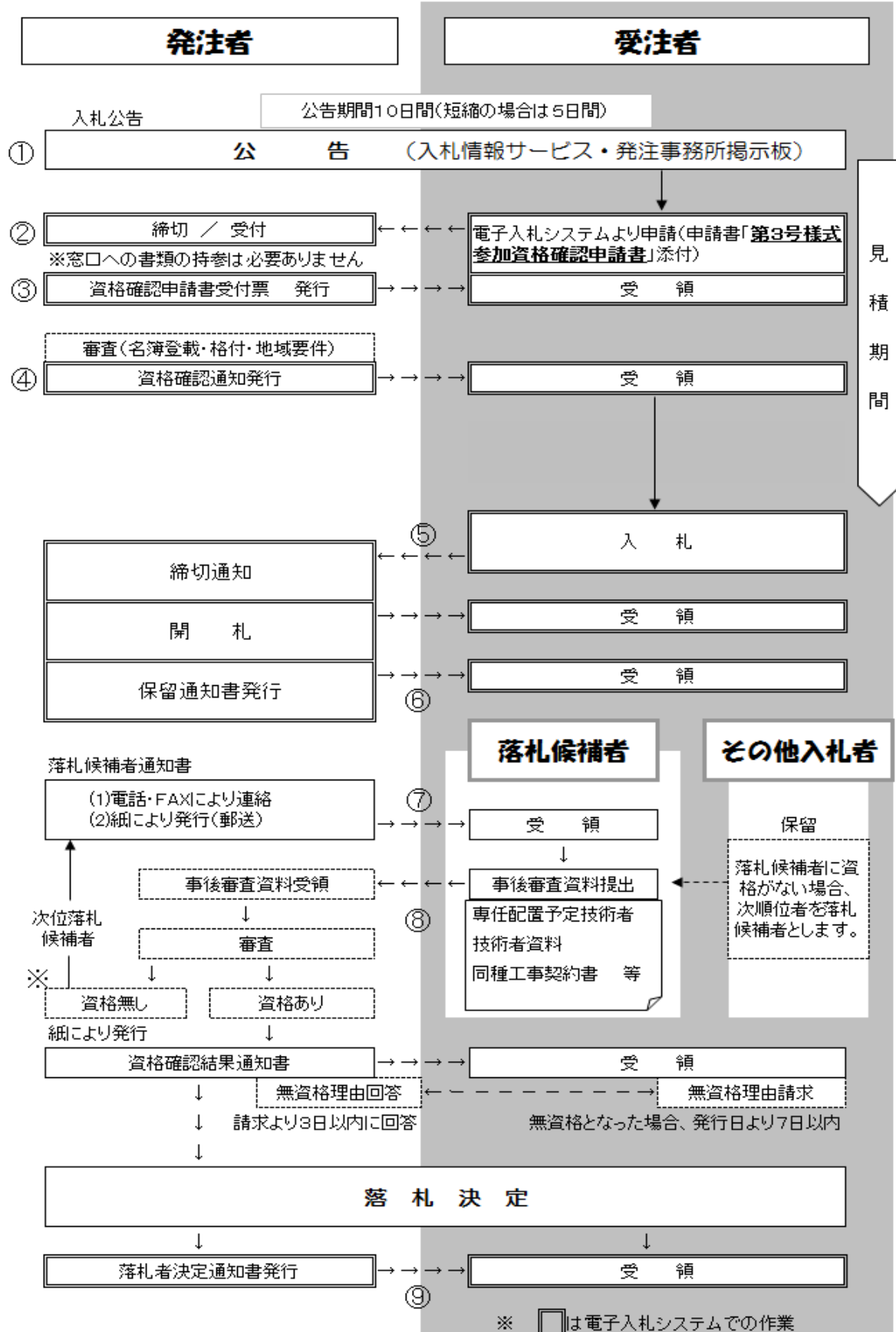
※ 事後審査型については、技術者の配置について専任を求めない場合もありますので、留意してください。

○主な流れ (○数字はフロー図に対応)

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。
- ② 電子入札システムにアクセス (以下 i ~ ii はシステム上の作業です)。
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 参加資格確認申請書を提出
電子入札システム上で申請します。(窓口で紙で持参する必要はありません)
添付資料は「一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書」になります。
- ③ 電子入札システムにより「競争入札資格確認申請書受付票」が発行されるので受領します。
- ④ 入札参加資格者名簿の登載の有無、格付け、地域要件のみ審査し、参加資格があれば電子入札システムにより「競争入札資格確認通知書」が発行されるので受領します。
- ⑤ 入札期間中に電子入札(工事費内訳書添付)を行います。
- ⑥ 開札後、電子入札システムで「保留通知書」を受領します。
- ⑦ 落札候補者は発注者より落札候補者決定の連絡を受けます。(電話又はファクシミリ及び紙「落札候補者決定通知書」)
- ⑧ 落札候補者となった場合、「落札候補者決定通知書」に記載された期日までに、資格確認資料を郵送又は持参により発注機関へ提出します。
- ⑨ 発注者が資格確認資料により審査し、資格があると認められた場合は落札者と決定され電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書が発行されます。

※ 落札候補者に資格がないと認められた場合、次順位者を落札候補者とし、資格の確認を行います(落札者が決定されるまで⑦から⑧までの流れを行います。)

一般競争入札（事後審査型）フロー



4 低入札価格調査と最低制限価格制度について

(1) 低入札価格調査について

予定価格 5, 000 万円以上の工事及び総合評価方式による業務委託の入札には、最低制限価格制度は適用されず、低入札価格調査制度が適用されますので、次のことに注意してください。

なお、詳細については県土整備部技術管理課の「建設工事等低入札価格調査実施要領」、「建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領」で確認してください。

ア 入札の結果、契約ごとに下記の範囲内で定める額(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格をもって入札した者(注1)(以下、「低価格入札者」という。)があるときは落札者の決定を保留し、最低価格入札者(注2)により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか具体的に判断するため事情聴取を行います。

なお、必要に応じ最低価格入札者でなくとも低価格入札者に対し事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者の入札は無効となります。

【建設工事】

予定価格の75%から92%の範囲内

【業務委託(土木関係建設コンサルタント業務・建築関係建設コンサルタント業務)】

予定価格の60%から80%の範囲内

(参考) 調査基準価格の算定式

【建設工事】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の97%の額
- ・現場管理費の90%の額
- ・共通仮設費の90%の額
- ・一般管理費等の68%の額

ただし、その合計額が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

※令和4年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う入札から、一般管理費等の参入率が、68%に変更となりましたのでご注意ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/teinyuusatsu/chousataishou/kensetsu.html>

(参考) 調査基準価格の算定式

【業務委託（土木関係建設コンサルタント業務）】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接人件費の100%の額
- ・直接経費の100%の額
- ・その他原価の90%の額
- ・一般管理費等の48%の額

ただし、その合計額が予定価格の80%以上の場合は80%、同じく60%に満たない場合は60%とします。

【業務委託（建築関係建設コンサルタント業務）】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接人件費の100%の額
- ・特別経費の100%の額
- ・技術料等経費の60%の額
- ・諸経費の60%の額

ただし、その合計額が予定価格の80%以上の場合は80%、同じく60%に満たない場合は60%とします。

イ 低入札価格調査の実施者から指示があった低価格入札者は、建設工事にあつては開札の翌日から起算して5日以内、業務委託にあつては開札の翌日から起算して3日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）までに、書類を作成し提出してください。

なお、指示があった場合は最低価格入札者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札が無効となります。

ウ 低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とします。

また、最低価格入札者が下記に該当する場合は、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（注3）（以下、「次順位者」という。）を落札者とします。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、同様に低入札価格調査を行う場合があります。

【建設工事】

「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当
【業務委託（土木関係建設コンサルタント業務・建築関係建設コンサルタント業務）】
「失格判定基準」に該当

(参考) 失格判定基準

○価格失格判定基準の算定式【建設工事に適用】

(1) 予定価格5,000万円以上の案件

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

(2) 予定価格1億円以上の案件

前述(1)の合計額の基準により失格とならない場合であっても、次に掲げるそれぞれの算定額のいずれか一つを下回る場合は、失格となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

なお、工事の性質上、価格失格判定基準を定めないことがあります。

○価格失格判定基準以外の失格判定基準について【建設工事及び業務委託に適用】

価格以外の失格判定基準は大きく分けて以下の5項目です。

- 1 設計仕様等に適合しない場合
- 2 積算内訳の根拠が適正でない場合
- 3 建設副産物の処理が適正でない場合 ※建設工事のみ該当
- 4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- 5 上記のほか、適正な工事等の履行がなされないと認められる場合

エ 落札者を決定したときは、その結果について入札参加者全員に対して通知します。

注1 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上であるものをいう。

注2 総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者をいう。

注3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者をいう。

オ 低入札調査を実施することとなった場合、入札参加者（辞退者・未入札者含む）には開札日の翌日（県の休日を含まない。）に電子入札システムにて入札経過の情報をお知らせします。

お知らせする内容は以下のとおりです。

- ①入札参加者名を除く落札候補者の順位

- ②入札書記載金額
- ③辞退・無効・未入札の状況
- ④低入札対象・失格の状況
- ⑤予定価格超過の状況

低入札価格調査の詳細は、千葉県ホームページ中「低入札価格調査制度について（建設工事等）」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/teinyuusatsu/chousataishou/kensetsu.html>

(2) 最低制限価格について

予定価格5,000万円未満の工事の入札については、最低制限価格制度が適用されます。

この制度の入札では、予定価格以下で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

また、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

なお、総合評価方式による業務委託には、最低制限価格制度は適用されません。

最低制限価格制度の詳細は、千葉県ホームページ中「建設工事等・建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度について」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/saiteiseigen-1.html>

(参考) 最低制限価格の算定式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の97%の額
- ・現場管理費の90%の額
- ・共通仮設費の90%の額
- ・一般管理費等の68%の額

ただし、その合計額が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

※令和4年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う入札から、一般管理費等の参入率が、68%に変更となりましたのでご注意ください。

5 苦情申立ての手続きについて

入札に関し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」（平成16年3月25日制定）等により苦情を申し立てることができます。

なお、苦情申立てに係る要件及び手続等の概要は、以下のとおりです。

1 苦情の申立ての要件

(1) 苦情の申立てができる者

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者

(2) 苦情の申立てができる事項

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
当該入札の参加資格がないとされた理由
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者
落札者とならなかった理由

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、上記1（2）①の事項の場合は、当該案件について入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長に、上記1（2）②の事項の場合は、当該案件について契約を担当する課長又は出先機関等の長に対し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づく苦情申立書（第1号様式）を提出してください。

3 苦情の申立ての期間

上記1（2）①の事項

参加資格がないと通知された日から7日以内。

ただし、資格がないとされた理由の説明を求める手続きを行ったときは、その回答の日から7日以内。

上記1（2）②の事項

総合評価方式の評価調書を公表した日から7日以内。

※ともに日数に閉庁日を含まない。

4 その他

「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づき苦情の申立てに対する回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書を公表します。

6 契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(5)のいずれかの書類を提出しなければなりません。

ただし、原則として次の(1)から(3)までの保証を選択するものとします。

なお、設計業務等委託契約における契約の保証については、「千葉県財務規則第99条(契約保証金)」及び設計業務等委託契約の各契約書第4条(契約の保証)に規定するところによります。

(1) 金融機関等(金銭保証人)の「保証書」

[注]ア 金銭保証人となれる者は次のとおりです。

(ア) 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は「千葉県」であること。

エ 保証額は請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間が工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証額、保証期間)の変更を行う。

キ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券(履行ボンド)」

[注]ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して受注者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者(保証金受取人)が千葉県であること。

- ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。
- オ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証金額、保証期間)の変更を行う。
- カ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

[注]ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

- イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。
- ウ 履行保証の被保険者(保険金受取人)が千葉県であること。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- オ 保証期間は、工期全体を含むものであること。
- カ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証金額、保証期間)の変更を行う。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(4) 契約保証金(現金)納付の場合は「歳入歳出外現金領収証書」

[注]ア 「歳入歳出外現金領収証書」は、契約保証金相当額の現金を千葉県に払い込むことにより交付を受けること。

- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は千葉県に帰属し、違約金に充当される。
- エ 工事完成後、保管金の払戻手続きを行う。

(5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

[注]ア 「保管証書」は、契約保証金に相当する金額の有価証券(国債及び千葉県債に限る。)を千葉県に預け入れることにより交付を受けること。

- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は千葉県に帰属し、違約金に充当される。

エ 工事完成后、有価証券の返還手続きを行う。

7 主任技術者等と管理技術者について

○ 主任技術者

建設業者が請け負った建設工事を施工する場合には、一定の資格や経験を有する、工事施工の技術をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

主任技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理を行い、また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等を行うことで、これにより工事の的確な施工を担保するものです。

○ 監理技術者と監理技術者資格者制度

4, 500万円（建築一式工事の場合、7, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

監理技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、下請負人を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすもので、主任技術者のように直接具体的な工事に密接に関与して細かな指示を与えるものとは性格が異なり、主任技術者に比べより厳しい資格や経験の要件が求められています。

また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けていなければなりません。

なお、建設業法第26条第3項 ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）を配置するには別途、県発注工事における配置要件が定められていますので御留意ください。（配置の可否については、工事案件毎に、入札公告又は特記仕様書に記載されています。）

【特例監理技術者の配置要件】

(1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。

- 1) 土木工事 3億円
- 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円

(2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(例: 24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

(3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする(民間工事を含む)。
- (8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内(河川工事については、沿川市町村)
 - 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- (9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

○ 現場の専任について

主任技術者及び監理技術者(以下、「主任技術者等」という。)は、公共性のある工作物に関する建設工事で、4,000万円(建築一式工事の場合8,000万円)以上のものは、工事の安全かつ適正な施工を確保するために現場ごとに専任でなければなりません。

従って、他の工事に従事することができません。

予定価格5,000万円以上の工事が対象となる一般競争入札では、あらかじめ入札参加資格確認申請時に「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出していただき、落札後に確実に配置できるかを確認しています。

なお、建設業法第26条第3項 ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)を配置する場合には、当該工事現場に専任する監理技術者補佐の設置を求めています。

○ 現場代理人について

現場代理人とは、現場において請負人の任務を代行する者であり、概念的には主任技術者、監理技術者とは別個の者です。また、建設工事に関する技術者である必要はありません。県の建設工事請負契約約款では、現場への常駐を義務づけています。このため他の工事現場に従事することはできません。ただし、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」(平成25年3月29日制定)により、3件(500万円未満は除く)まで兼務することができます場合があります。

なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼任は認められています。

※ 請負代金が500万円未満の工事については、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除き、現場代理人の常駐を要しないものとします。

○ 管理技術者

業務委託においては、落札決定後、契約にあたり管理技術者を定めることとなります。

その際、資格確認資料に記載した配置予定技術者を適正に配置しない場合は、契約を結ばないことがあります。

○ 配置技術者の変更

資格確認資料に記載した主任技術者等及び管理技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、工事等の施行（履行）に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められません。

○ 恒常的な雇用関係の期間的要件について

千葉県では、県発注工事における主任技術者等については、原則として、入札参加資格申請のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

例外としては、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなされます。

そのほか主任技術者等に関することについては、千葉県ホームページに掲載している「主任（監理）技術者確認マニュアル」をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

8 一般競争入札 Q&A

Q1 一般競争入札は、誰でも参加できるのか。

A 公告に記載された資格要件を満たす者であれば誰でも参加できます。

Q2 資格要件は、誰が定めるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。
また、入札参加資格確認申請者の資格の有無についても、同委員会の意見を聞いて確認します。

Q3 公告は、どこへ行けば見られるのか。

A 発注機関の掲示板に掲示します。
また、ちば電子調達システム（入札情報サービス）にも掲載します。

Q4 申請様式は、どこでもらえるのか。

A 千葉県庁ホームページよりダウンロードして、使用してください。
なお、総合評価方式の技術資料に関する様式は県土整備部技術管理課ホームページからご覧ください。

【一般競争入札参加資格確認申請書様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>

【総合評価方式の技術資料に関する様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousiki.html>

Q5 入札参加資格確認申請の審査基準日は、いつになるのか。

A 審査基準日は、入札参加資格確認申請期限日です。

Q6 入札参加資格確認申請書のあて先は誰か。

A 入札参加資格確認申請書のあて名は、公告した者（＝契約担当者）と同じです。

Q7 設計図書等は、どこで見られるのか。

A 設計図書等は、工事を所轄する事務所等で閲覧できます。
なお、無償による入札情報サービスシステムでの配付又はCD-Rでの配付をしている場合がありますので公告をご覧ください。

Q8 共同企業体の結成は、どのように行われるのか。

A 一般競争入札の公告により構成員に求める要件と共同企業体に求める要件に注意しながら、各単独企業の自主的な結成によることとなります。

Q9 共同企業体の結成に当たり、協定書は何部作成するのか。

A 協定書は、構成員数に申請時の提出部数2部を加えた部数を作成します。
※提出は正副3部（うち1部はJVに返却）ですが、構成員それぞれが押印した協定書を持参することとなっています。

(例) 2社JVの場合 構成員数(2部) + (提出2部) = 4部

3社JVの場合 構成員数(3部) + (提出2部) = 5部

Q10 共同企業体の結成に当たり、構成員の最低出資比率はどのくらいか。

A 構成員の最低出資比率は、2社JVの場合は30パーセント、3社JVの場合は20パーセントです。

Q11 共同企業体の名簿登載申請は、いつ、どこへすればよいのか。

A 特定建設工事共同企業体であっても、入札参加業者資格者名簿に登載されなければなりません。

したがって、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請（名簿登載申請）は、一般競争入札の資格確認申請の前に行うこととなります。

申請書のあて名は知事、申請書の提出先は、県土整備部建設・不動産課です。

入札参加資格申請書のあて名は公告した者のため、名簿登載申請者のあて名と異なる場合がありますのでご注意ください。

Q12 共同企業体に発注する工事に、単独企業で入札参加することはできるのか。

A 単独企業での参加はできません。

Q13 工事費内訳書は、どのようなものを使用すればよいか。

A 工事内訳書には、原則として県の定める様式を使用してください。

ただし、入札参加者が県の様式に準じた独自の様式を用いることができます。

この場合、以下の条件を備えていることが必要となります。

(1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。

(2) 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。

(3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、次の表のとおりとします。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

県の定める様式については、千葉県庁ホームページの建設・不動産課のページに掲載されていますのでご覧ください。

なお、入札の際に、電子入札システムにより工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効となります。

詳細は「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」を参照ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

また、再度入札がある場合は、2回目の再入札の金額に応じた工事費内訳書を電子入札システムにより提出する必要があります。

平成29年5月2日から、サポート対象外のファイルを添付した場合、提出したファイルが発注者に届かない等の可能性がありますので、工事費内訳書を提出する際は、特にご注意ください。添付可能なファイル等については、千葉県庁ホームページ「入札のしおり関係（建設工事等）」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

Q14 開札結果は、どこで確認すればよいか。

A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q15 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

Q16 電子入札約款はどこで見られるのか。

A 千葉県庁ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/denshinyuusat-su.html>

Q17 参加資格確認申請書等（技術資料含む。）の提出はどのように行うのか。

A 参加資格確認申請書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う工事から、原則、電子入札システムの添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。（具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。）

Q18 業務委託の資格確認における営業所の定義はどうか。

A 入札参加資格審査申請（資格者名簿の登載）において、契約先営業所として委任した営業所をいいます。

Q19 業務委託の資格確認における営業所所在にあたり必要となる添付書類は何か。

A 入札参加資格審査申請（資格者名簿の登載）において提出され千葉県を受付印が押印された使用印鑑届兼委任状の写しにより、契約委任先の営業所の所在を確認します。

Q20 業務委託の資格確認における業務実績（第3号様式その3）は、複数記載する必要があるか。

A 複数記載することも可能ですが、資格要件を満たす業務の実績が一つあることを確認します。

なお、総合評価と業務の実績の要件が異なる場合がありますのでご注意ください。
また、業務の実績の要件は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。

例) 資格要件 :

公的機関が発注し、直接受注した、〇〇、□□又は××の履行実績がある者。

総合評価 :

同種業務として、国・県等の〇〇を行った業務の実績あり。

類似業務として、国・県等の□□又は××を行った業務の実績あり。

Q21 業務委託の資格要件における業務の実績（同種又は類似業務）の公的機関の定義はどうか。

A 国（各省各庁）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人）、地方公共団体をいいます。

Q22 業務委託の資格要件において、配置予定技術者は企業と3ヶ月以上の雇用関係が必要か。

A 配置予定技術者の資格要件を設定した場合、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を求めることがあります。

配置予定技術者の資格要件を設定していない場合は、上記は求めません。

申請書様式

○申請に当たっての留意事項	27
---------------	----

総合評価方式様式

○ 一般競争入札参加資格確認申請書【建設工事】(単独発注用)	30
○ 一般競争入札参加資格確認申請書【建設工事】(共同企業体発注用)	33
○ 一般競争入札参加資格確認申請書【業務委託】	38
○ 《記載例》一般競争入札参加資格確認申請書【建設工事】(単独発注用)	44
○ 《記載例》一般競争入札参加資格確認申請書【建設工事】(2社JVの場合)	45
○ 《記載例》一般競争入札参加資格確認申請書【業務委託】	48
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書(単独発注用)	53
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書(2社JV用)	54
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書(3社JV用)	55
○ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(2社JV用)	56
○ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(3社JV用)	57
○ 《記載例》特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(2社JVの場合)	58
○ 特定建設工事共同企業体協定書(2社JV用)	59
○ 特定建設工事共同企業体協定書(3社JV用)	63
○ 《記載例》特定建設工事共同企業体協定書(2社JVの場合)	67

事後審査型様式

○ 一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書	71
○ 《記載例》一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書	74

共通様式(総合評価方式・事後審査型)

○ 専任配置予定技術者の従事工事等の状況	75
----------------------	----

※ 申請書様式については、千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

【一般競争入札参加資格確認申請書様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippanyousou.html>

《申請に当たっての留意事項》

1 入札参加資格確認申請書等（技術資料を含む。）の提出について

【総合評価方式】

電子入札システムにより、一般競争入札参加資格確認申請書等（技術資料を含む。）を添付して申請する。

提出に当たっては、必ずチェック項目表により、確認を行った上で提出すること。

年間代理人の委任を受けている場合は、支店長名等で申請して差し支えない。

また、技術資料についても公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」、

「**建設工事に係る業務委託総合評価方式（試行）ガイドライン**」（県土整備部技術管理課所管）を確認の上、提出すること。

なお、手続きの詳細は、3（1）総合評価方式を参照のこと。

○ 電子入札システムによる提出の場合

入札公告に定められた期間中に、電子入札システムにより、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料を提出する（押印は不要）。

なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

○ 電子入札システムによりがたい場合（添付ファイルの容量の都合等）

電子入札システムによりがたい場合は、入札公告に定められた期間中に、以下の方法により提出する。

① 電子入札システムにより、「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを添付して提出する（押印は不要）。なお、システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため注意すること。

② 提出後、「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」が電子入札システムより発行されるので、印刷し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料とともに発注機関へ郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）する（押印は不要）。原則これ以外による提出は認めない。

【事後審査型】

電子入札システムにより、一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書を添付して申請する。

落札候補者が提出する書類については、2（3）を参照のこと。

2 資格確認の結果通知

電子入札システムにより通知する。

(1) 資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、所定の期日までに入札の執行を担当する課長又は出先機関の長に書面を持参して行わなければならない。

(2) 理由は、説明を求められた日から3日以内（県の休日は含みません。）に書

面で回答する。

- (3) 事後審査型については、申請者の格付け、地域要件を審査し、参加資格が有れば電子入札システムにより通知する。なお、通知した資格確認通知は、入札に参加するための通知書のため、開札後、落札候補者は技術者及び施工実績を確認するための資格確認資料を提出しなければならない。その期日及び提出書類は、落札候補者決定通知書により通知するものとする。また、事後審査型において資格がないと認められたものには、別途連絡する。

落札候補者が提出する書類は概ね以下のとおりである。

- ・専任配置予定技術者の従事工事等の状況
- ・技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
(県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票(写)経審受付印押印済みのもので代用を可とする。)
- ・同種工事の契約書かがみの写し
- ・ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

なお、提出書類は案件ごとに異なるので、不明な点は、落札候補者決定通知書又は公告に記載の問い合わせ先に確認すること。

- 3 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、虚偽の申請を行うなど、工事の相手方として不相当であると認められるときは、指名停止措置を行う。

4 その他

- (1) 資格確認資料の記載内容が不明確な場合には、ヒアリングを実施することがある。
- (2) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、電子入札約款及び契約書(案)を熟読し、遵守すること。
- (5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者が資格確認資料提出時に特定できない場合は、複数記載することができる。その際は申請書に別紙として「(3)専任配置予定の技術者」を人数分作成して添付すること。また、「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」も人数分提出すること。

- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。また、過去2年以内に竣工した工事等に関して、以下に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。
- イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等は除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者。
- ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。
- エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 箇 所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 _____
電話番号 () ファクシミリ番号 ()
- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における〇〇工事の格付 (総合点数)		(点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)		
(3) 専任配置予定の技術者	氏名	
生年月日 (年齢)	住所 電話	
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を 記載すること。		
※現場管理実績の工事名・規模・期間		
(4) 同種工事の施工実績		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと。

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあるため注意すること。
なお、特段の理由なく提出した配置予定技術者を変更することはできない。
- (5) 特例監理技術者の配置が認められる工事において、特例監理技術者の配置を希望する場合は、専任配置予定技術者の欄に特例監理技術者及び監理技術者補佐の両方の状況について追記すること。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その1）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。
- (3) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (4) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）
※県内に本店のある者は、（4）は不要である。
- (5) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】
- (6) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証保険契約書の写し（公告において入札保証金を免除している場合は添付を要しない。）
- (7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況
※専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。なお、従事していない場合でもその旨を記載すること。
- (8) 特例監理技術者の配置が認められる工事において、特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する上記（5）及び（7）を添付すること。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】

- (9) 入札参加資格要件において、本工事と同種工事の施工実績を求めている場合には、当該同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- (10) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

設計図書等は、無償で配付するが、縦覧を希望する場合には希望日時を電話等で申し込むこと。

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その1）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は不要。）	
(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(4) 建設業許可申請書の写し（県内に本店のある者は不要。）	
(5) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等 【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】	
(6) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況（他工事に従事していない場合でも添付すること。）	
(8) 特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する上記（5）及び（7）を添付すること。 【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】	
(9) 同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）	
(10) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し	

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

〇〇〇〇〇 (特定・経常) 建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 箇 所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 _____
電話番号 _____ () _____ ファクシミリ番号 _____ () _____
- 5 資格確認申請項目

(1) (特定・経常) 建設工事共同企業体への各構成員の出資比率	会社名		%
			%
			%
(2) 資格者名簿における〇〇工事の格付 (総合点数)	会社名		(点)
			(点)
			(点)

(3) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)			
会社名			
(4) 専任配置予定の技術者氏名			
会社名 (代表)		技術者氏名	
生年月日 (年齢)		住 所 電 話	
法令による免許 公告した資格の み、取得年及び 登録番号を記載 する。		現場管理実績 の工事名、規 模及び工事期 間 ※	
会 社 名		技術者氏名	
生年月日 (年齢)		住 所 電 話	
法令による免許 公告した資格の み、取得年及び 登録番号を記載 する。		現場管理実績 の工事名、規 模及び工事期 間 ※	
会 社 名		技術者氏名	
生年月日 (年齢)		住 所 電 話	
法令による免許 公告した資格の み、取得年及び 登録番号を記載 する。		現場管理実績 の工事名、規 模及び工事期 間 ※	

※公告において代表者又は構成員の専任配置の監理（主任）技術者に現場管理実績を求めている場合は、本欄に記入のこと。

(5) 工事の施工実績		
会社名 (代表)		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	
会 社 名		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	
会 社 名		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあるため注意すること。
なお、特段の理由なく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その2）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。
- (3) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (4) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）
※県内に本店のある者は、（4）は不要である。
- (5) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】
- (6) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証金契約書の写し（公告において入札保証金を免除するとしている場合は添付を要しない。）
- (7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況
※専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。なお、従事していない場合でもその旨を記載すること。
特定JVの場合には、全ての構成員（代表者を含む。以下同じ。）の専任配置予定技術者について、それぞれ作成し、添付すること。また、経常JVで資格要件として全ての構成員について必要とされている場合も同様。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】

- (8) 入札参加資格要件において、本工事と同種工事の施工実績を求めている場合には、当該同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- (9) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

設計図書等は、無償で配付するが、縦覧を希望する場合には希望日時を電話等で申し込むこと。

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式 その2）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は不要。）	
(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(4) 建設業許可申請書の写し（県内に本店のある者は不要。）	
(5) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等 【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】	
(6) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(7) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況（他工事に従事していない場合でも添付すること。） ※特定JVの場合には、全ての構成員（代表者を含む。以下同じ。）の専任配置予定技術者について、それぞれ作成し、添付すること。また、経常JVで資格要件として全ての構成員について必要とされている場合も同様。	
【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】	
(8) 同種工事の内容を証明できる資料の写し（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）	
(9) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し	

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 令和 年 月 日

2 業 務 名

3 業務委託箇所

4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 _____

電話番号 _____ () _____ ファクシミリ番号 _____ () _____

5 資格確認申請項目

- (1) 建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 (第3号様式その2)
- (2) 企業の同種又は類似の業務の実績 (第3号様式その3)
- (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等 (第3号様式その4)

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- (2) 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公告において明示した当該業務委託と同種又は類似の業務委託の履行実績及び経験についての確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長名等で差し支えません。
- (4) 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- (5) 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- (6) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等が資格要件として設定されている場合、落札者は、資格資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- (7) 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、申請資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式その1）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること】

- (3) 建設コンサルタントの登録状況（又は登録部門）が分かる登録（更新）通知書の写し
- (4) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し
- (5) 第3号様式その2及び第3号様式その3に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写し
※なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付すること。

申請書・添付書類確認項目表（資格資料に添付し提出すること。）

提出者名：

項 目	確 認 欄

第3号様式その2

登録状況

提出者名：

登録規程等の題名	登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 部 門

※該当する業種の登録状況が分かる登録（更新）通知書の写しを添付すること。

第3号様式その3

企業の同種又は類似の業務の実績(5件まで)

提出者名：

同種又は類似の 業務の実績			
業務名 (TECRIS またはJEDIS登録番号)			
発注機関名			
契約金額(千円)			
履行期間			
業務の概要			

※本様式に関して、業務の実績が多い場合には、表を適宜修正すること。

※入札参加資格要件の業務実績において“同種”、“類似”の分けがない場合、「同種又は類似の業務の実績」欄は“—”とする。

第3号様式その4

配置予定技術者の資格、業務経験及び手持ち業務

提出者名： _____

配置予定の 技術者	ふりがな			生年月日： 年 月 日		
	氏名					
	所属・役職					
	資格・部門等 (登録番号)	技術士 建設部門 (〇〇)	資格取得年月日			
	同種又は類似業務の経験 (件まで)					
	業務名 (同種又は類似の別) (TECRIS または PUBDIS 登録番号)	発注機関名	履行期間	契約金額 (千円)	職務上 の立場	業務の概要
現在の手持ち業務 (令和〇〇年〇〇月〇〇日現在) 契約金額500万円以上						
業務名 (同種又は類似の別) (TECRIS または PUBDIS 登録番号)	発注機関名	履行期間	契約金額 (千円)	職務上 の立場	業務の概要	

(過去の受賞歴：評価する場合のみ記載する)

受賞した賞	受賞年月	対象施設名称	用途・規模・構造	共同体の場合の構成員

※本様式に関して、業務の経験、手持ち業務が多い場合には、表を適宜追加すること。

記載例:総合評価方式(建設工事)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇土木事務所長 〇〇 ×× 様

公告に記載されている契約担当者名を記載。

公告ごとに違うので注意。

例:千葉県企業局長 〇〇 ××、千葉県教育委員会教育長 〇〇 ××

住所 千葉市中央区長洲1-9
商号又は名称 千葉建設株式会社
代表者 代表取締役 千葉 建一郎
(受任者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工事名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工事箇所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 市川太郎
電話番号 043(223)XXXX ファクシミリ番号 043(225)XXXX
- 5 資格確認申請項目

資格者名簿における格付及び総合点数を記載。

(1) 資格者名簿における〇〇工事の格付 (総合点数)		A (1025点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)		千葉市中央区長洲1-9
(3) 専任配置予定の技術者	氏名	船橋三郎
生年月日 昭和××年8月27日 (年齢) (××才)	住所	千葉市美浜区〇〇町〇-〇
	電話	043(242)1234
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を 記載すること。	一級建築施工管理技士 第××××××号 昭和××年8月27日 監理技術者資格者証 平成××年1月9日 第××××××号	
※現場管理実績の工事名・規模・期間		
(4) 同種工事の施工実績		
工事名称等	工事名	千葉〇〇〇図書館新築工事
	発注機関名	千葉県
	施工場所	千葉市
	契約金額	100,000,000円
	工期	平成××年10月25日~平成××年3月25日
	受注形態等	単体 共同企業体
工事概要等	規模等	地上3階 地下1階 延べ面積2,450.28㎡
	構造形式	SRC造
	工法	一般工法
	技術的特記事項	

※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと

記載例:2社JVの場合

一般競争入札参加資格確認申請書

公告に記載されている契約担当者名を記載。公告ごとに違うので注意。
例：千葉県企業局長 ○○ ××、千葉県教育委員会教育長 ○○ ××

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ×× 様

建設・不動産 **特定** (経常) 建設工事共同

該当する方に○をつける。

受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名でも可。
この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載。

- 代表者 住 所 千葉市中央区市場町1-1
商号又は名称 建設業株式会社
代 表 者 建設 太郎
(受 任 者)
- 構成員 住 所 千葉市中央区△町9-9
商号又は名称 株式会社不動産業
代 表 者 不動 一郎
(受 任 者)
- 構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

3社JVの場合は3社目を続けて記載。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和○○年○○月○○日
- 2 工 事 名 千葉県芸術ホール建築工事
- 3 工 事 箇 所 千葉市
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 建設業(株) 建設次郎
電話番号 043(223)xxxx ファクシミリ番号 043(225)xxxx
- 5 資格確認申請項目 該当する方に○をつける。

(1) 特定 (経常) 建設工事共同企業体への各構成員の出資比率	会社名	建設業(株)	60%
		(株)不動産業	40%
(2) 資格者名簿における 建築一式 工事の格付 (総合点数)	会社名	建設業(株)	A (1200) 点
		(株)不動産業	A (1100) 点
			点

名簿の今回対象工事種別を記載する。

各社の資格者名簿における格付及び総合点数を記載。

(3) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)		本店が県外にあり、許可を持つ営業所が県内にある場合は、県内営業所の住所を記載する。		
会社名	建設業(株)			千葉県中央区市場町1-1
	(株)不動産業			千葉県中央区△町9-9
		代表者を先に記載する。		
(4) 専任配置予定の技術者氏名				
会社名(代表)	建設業(株)	技術者氏名	建設 次郎	
生年月日 (年齢)	昭和××年×月×日 (4×歳)	住所 電話	千葉県中央区×町×× 043(×××)××××	
法令による免許 公告した資格のみ、 取得年及び登録番号を 記載する。	一級建築施工管理技士 第10××××号 昭和5×年×月×日 監理技術者資格者証 平成××年×月×日 第××××××号	現場管理実績 の工事名、規模 及び工事期間 ※	〇〇文化ホール建設工事 地上4階 SRC造 延べ面積3,100.28㎡ 平成×年×月×日～平成×年× 月×日	
会社名	(株)不動産業	技術者氏名	不動 三郎	
生年月日 (年齢)	昭和××年×月×日 (3×歳)	住所 電話	千葉県緑区×町×× 043(×××)××××	
法令による免許 公告した資格のみ、 取得年及び登録番号を 記載する。	一級建築施工管理技士 第10××××号 昭和4×年×月×日 監理技術者資格者証 平成××年×月×日 第××××××号	現場管理実績 の工事名、規模 及び工事期間 ※	公告において管理実績を 求めている場合のみ記載。 本例は代表者のみに求め、 構成員の技術者には現場 管理実績を求めない例と する。	
会社名		技術者氏名		
生年月日 (年齢)		住所 電話		
法令による免許 公告した資格のみ、 取得年及び登録番号を 記載する。		現場管理実績 の工事名、規模 及び工事期間 ※		

※公告において代表者又は構成員の専任配置の監理(主任)技術者に現場管理実績を求めている場合は、本欄に記入のこと。

公告の資格要件において工事の施工実績を求めている時に記載する。

(5) 工事の施工実績		
会社名 (代表)	建設業 (株)	
工事名称等	工 事 名	〇〇文化ホール建設工事
	発 注 機 関 名	〇〇県
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
	契 約 金 額	1, 000, 000, 000円
	工 期	平成×年×月×日～平成×年×月×日
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	地上4階 延べ面積3, 100. 28㎡
	構 造 形 式	SRC造
	工 法	一般工法
	技術的特記事項	
会 社 名	(株) 不動産業	
工事名称等	工 事 名	〇〇体育館建設工事
	発 注 機 関 名	〇〇市
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
	契 約 金 額	800, 000, 000円
	工 期	平成×年×月×日～平成×年×月×日
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	地上2階 延べ面積2, 300. 55㎡
	構 造 形 式	SRC造
	工 法	一般工法
	技術的特記事項	
会 社 名		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

記載例：総合評価方式(業務委託)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

公告に記載されている契約担当者名を記載。

公告ごとに違うので注意。

例：千葉県企業局長 ○○ ××、千葉県教育委員会教育長 ○○ ×

住 所 千葉市中央区長洲1-9
商号又は名称 建設業株式会社
代 表 者 代表取締役 建設 太郎
(受 任 者)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 業 務 名 ○○設計業務委託
- 3 業務委託箇所 千葉市
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 建設 次郎

電話番号 () ファクシミリ番号 ()

- 5 資格確認申請項目
 - (1) 建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 (第3号様式その2)
 - (2) 企業の同種又は類似の業務の実績 (第3号様式その3)
 - (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等 (第3号様式その4)

要件等で求めない場合は削除し、以降を繰り上げて記載すること

申請書・添付書類確認項目表（資格資料に添付し提出すること。）

提出者名：**建設業株**

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式その1）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し	
(3) 該当する業種の登録部門が分かる登録（更新）通知書の写し	
(4) 同種又は類似業務の実績又は経験として記載した業務について、TECRIS もしくは PUBDIS に登録されている場合は、業務カルテの写し	記載例
(5) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し	
(6) その他発注者が定めるもの	

要件等で求めない項目は削除すること

登録状況

提出者名：建設業(株)

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門
建設コンサルタント	県00第0000号	令和〇年〇月〇日	建設部門（道路）

※該当する業種の登録状況が分かる登録（更新）通知書の写しを添付すること。

第3号様式その3

企業の同種又は類似の業務の実績(5件まで)

提出者名：建設業(株)

同種又は類似の 業務の実績	—	同種	
業務名 (TECRIS またはPUBDIS 登録番 号)	〇〇委託	××委託	
発注機関名	千葉県県土整備部 建設・不動産課	国土交通省〇〇地方 整備局〇〇河川事務 所	
契約金額 (千円)	11,000	6,600	
履行期間	平成〇〇年〇〇月 ～ 平成〇〇年〇〇月	平成〇〇年〇〇月 ～ 平成〇〇年〇〇月	
業務の概要	※TECRIS または PUBDIS に登録した 業務概要を簡明に記 載するものとする。	※TECRIS または PUBDIS に登録した 業務概要を簡明に記 載するものとする。	
	資格要件において、同種、類似の分けがない場合	資格要件において、同種業務、類似業務が設定されている場合	

※本様式に関して、業務の実績が多い場合には、表を適宜修正すること。

※入札参加資格要件の業務実績において“同種”、“類似”の分けがない場合、「同種又は類似の業務の実績」欄は“—”とする。

要件等で求めない場合は添付不要

配置予定技術者の資格、業務経験及び手持ち業務

提出者名：建設業(株)

配置予定 の 技術者	ふりがな			生年月日： 年 月 日		
	氏名					
	所属・役職					
	資格・部門等 (登録番号)	技術士 建設部門 (〇〇)	資格取得年月日			
	同種又は類似業務の経験 (件まで)					
	業務名 (同種又は類似の別) (TECRIS または PUBDIS 登録番号)	発注機関名	履行期間	契約金額 (千円)	職務上の立場	業務の概要
	〇〇委託 (0000-000000)	千葉県 県土整備部 建設・不動産 産業課	平成〇〇年 〇〇月 ～ 平成〇〇年 〇〇月	11,000	管理技術者	※TECRIS または PUBDIS に登録した業務概要を簡明に記載するものとする
	××委託 (同種) (0000-000000)	国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇河川事務所	平成〇〇年 〇〇月 ～ 平成〇〇年 〇〇月	6,600	管理技術者	※TECRIS または PUBDIS に登録した業務概要を簡明に記載するものとする
現在の手持ち業務 (令和〇〇年〇〇月〇〇日現在) 契約金額500万円以上						
業務名 (同種又は類似の別) (TECRIS または PUBDIS 登録番号)	発注機関名	履行期間	契約金額 (千円)	職務上の立場	業務の概要	

(過去の受賞歴：評価する場合のみ記載する)

受賞した賞	受賞年月	対象施設名称	用途・規模・構造	共同体の場合の構成員

※本様式に関して、業務の経験、手持ち業務が多い場合には、表を適宜追加すること。

総合評価方式用

一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書

(単 独 発 注 用)

申 請 者

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 (受 任 者)

下記工事等の一般競争入札参加資格確認申請書等（技術資料を含む。）は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工事(業務)名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工事(業務)箇所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業(株) 建設次郎**
電話番号 **043(223)xxxx** ファクシミリ番号 **043(225)xxxx**
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 **電子ファイルの容量を超えたため**

総合評価方式用

一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書

(共同企業体発注用)

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者(受任者)

構成員 住 所
商号又は名称
代表者(受任者)

下記工事の一般競争入札参加資格確認申請書等(技術資料を含む。)は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工事名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工事箇所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業(株) 建設次郎**
電話番号 **043(223)xxxx** ファクシミリ番号 **043(225)xxxx**
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 **電子ファイルの容量を超えたため**

総合評価方式用

一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書

(共同企業体発注用)

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者(受任者)

構成員 住 所
商号又は名称
代表者(受任者)

構成員 住 所
商号又は名称
代表者(受任者)

下記工事の一般競争入札参加資格確認申請書等(技術資料を含む。)は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工事名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工事箇所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業(株) 建設次郎**
電話番号 **043(223)xxxx** ファクシミリ番号 **043(225)xxxx**
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 電子ファイルの容量を超えたため

別記第2号様式

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

共同企業体の名称

構 成 員 住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

共同企業体の名称

構 成 員 住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

記載例：2社JVの場合

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

窓口に持参する日を記載。 令和〇〇年〇〇月〇〇日

↓ 公告に記載されている契約担当者名を記載。公告ごとに違うので注意。
例：千葉県企業局長 〇〇 ××、千葉県教育委員会教育長 〇〇 ××

千葉県知事 〇〇 ×× 様

企業体の印も不要

共同企業体の名称 **建設・不動産業特定建設工事共同企業体**

構成員 (代表者)	住 所	千葉市中央区市場町1-1
	商号又は名称	建設業株式会社
	代表者氏名	建設 太郎
構成員	住 所	千葉市中央区△町9-9
	商号又は名称	株式会社不動産業
	代表者氏名	不動 一郎

受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名でも可。
この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載。

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名 **千葉県芸術ホール建築工事**

2 工事場所 **千葉市**

公告に記載されている工事名、工事場所を記載。

特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は _____ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成

員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員 住 所
(代 表 者) 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限

を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同

企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員 住 所
(代 表 者) 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

記載例: 2社JVの場合

別記第3号様式

決定した企業体の名称を記載。(今後の入札～契約～支払 全てに使用します。)

建設・不動産業 特定建設工事共同企業体協定書

申請する一般競争入札の工事名称を記

(目的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る 千葉県芸術ホール建築工事 (当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。) を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、建設・不動産業 特定建設工事共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 千葉県千葉市中央区市場町1-1 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表会社、構成員の順で記載。

住 所 千葉市中央区市場町1-1
商号又は名称 建設業株式会社

住 所 千葉市中央区△町9-9
商号又は名称 株式会社不動産業

受任者(支店長や営業所長等)が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社の住所・商号又は名称を記載。

本社

本社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、建設業株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

出資の多い会社を代表会社として記載。
支店名等は記載しない。

(構成員の出資割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

公告に記載されている最低出資割合を下回らない、任意の割合。なお、出資割合は同率（50%ずつ）は認めない。

本社	商号又は名称	建設業株式会社	受任者（支店長や営業所長等）が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社で記載。	60%	本社
	商号又は名称	株式会社不動産業		40%	
	支店名等は記載しない。				

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は 〇〇銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構

成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

代表会社以外の構成会社数を記載(2社JV:1、3社JV:2)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設業株式会社 外 1 社は、上記のとおり **建設・不動産業** 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

代表会社名を記載。
支店名等は記載しない。

2社JV: 構成員(2部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所属(1部))=4部
3社JV: 構成員(3部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所属(1部))=5部

令和〇〇年〇〇月〇〇日

協定書作成日を記載

構 成 員 住 所 千葉市中央区市場町 1 - 1

(代表者) 商号又は名称 建設業株式会社

代表者氏名 建設 太郎

印

構 成 員 住 所 千葉市中央区△町 9 - 9

商号又は名称 株式会社不動産業

代表者氏名 不動 一郎

印

受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名・印でも可。
この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載すること

一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望するため、本書を添えて電子入札システムによる申請を行います。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 箇 所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 _____
電話番号 _____ () _____ ファクシミリ番号 _____ () _____
- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における格付（総合点数）	() 点
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)	

留意事項

- (1) 提出された資格確認書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 主任技術者を現場に専任で配置する必要がある入札（予定価格4,000万円以上（建築一式8,000万円以上））で、専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」に従事状況及び落札時の対応措置について記載してください。
落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。
なお、特段の理由なく提出した配置予定技術者を変更することはできません。

証明資料

落札候補者は、次の資料を提出期限日までに提出すること。

- (1) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況
- (2) 当該技術者の資格を証明するもの及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印済みのもので代用を可とする。】
- (3) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証金契約書の写し（公告において入札保証金を免除するとしている場合は添付を要しない。）
- (4) 特例監理技術者の配置が認められる工事において、特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する上記（1）及び（2）を添付すること。

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出してください。】

- (5) 同種工事の契約書かがみ等の写し（発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約のみでよい。）
- (6) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

設計図書等は、無償で配付するが、縦覧を希望する場合には、希望日時を電話等で申し込むこと。

落札候補者提出書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確 認 欄
(1) 専任配置予定技術者の従事工事等の状況 【専任を要しない工事についても技術者の確認のため提出が必要】	
(2) 技術者の資格を証明するもの及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し 【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】	
(3) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(4) 特例監理技術者の配置を希望する場合には、特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する上記（1）及び（2）を添付すること。	

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出してください。】	
(5) 同種工事の契約書かがみ等の写し	
(6) ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し	

一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

令和 年 月 日
 住 所 千葉市中央区長洲1-9
 商号又は名称 千葉建設株式会社
 代 表 者 代表取締役 千葉 建一
 (受 任 者)

一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望するため、本書を添えて電子入札システムによる申請を行います。
 なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 公告年月日 令和××年10月 1日
- 2 工 事 名 千葉県芸術ホール建築工事
- 3 工 事 箇 所 千葉市
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 市 川 太 郎
 電話番号 043 (223) ×××× ファクシミリ番号 043 (225) ××××
- 5 資格確認申請項目

記 申請する工事の発注業種の格付と名簿の総合点数を両方とも記載する。

(1) 資格者名簿における格付（総合点数）	A (1025 点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)	千葉市中央区長洲1-9

専任配置予定技術者の従事工事等の状況

(提出日) 令和 年 月 日

1 応募工事名

入札の種類			
工事名			
工事箇所		工種	

2 専任配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ)		生年月日	19 年 月 日
配置予定技術者名		(西暦で記載)	
監理技術者証番号		保有資格	()

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称(資格者証に記載される略語による)及び登録番号を記載してください。

3 申請時における専任配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名	(CORINS 登録番号)	
発注機関名		
工期(西暦)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	
従事役職	監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・その他()	
本工事と重複する場合の対応措置		

(注1) 提出日現在で、専任配置予定の技術者が従事している工事(民間工事を含む)等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注2) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

4 本調書作成者

所属部課名 _____ 氏名 _____ 電話 _____

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
<ol style="list-style-type: none"> 1 CORINS 等への登録に問題はない。 2 現在従事中の工事がある。 3 申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。 4 公告又は公募した要件の資格を有していない。 5 該当する監理技術者資格者証情報がない。 6 その他 	

「一般競争入札のしおり」

令和6年4月 発行

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 契約・審査班

TEL 043(223)3113 FAX 043(225)4012

<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/index.html>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>

※各公告内容に関するお問い合わせは、公告に記載された連絡先までお願いいたします。